

## 入札書に関する注意事項

### 1. 入札書

- (1) 金額の頭に「¥」マークを記載すること。
- (2) 金額は消費税及び地方消費税を含まない額を記載すること。
- (3) 入札金額は訂正することができない。
- (4) 入札者の記載方法は、次のとおりとする。

本人が入札する場合	代理人により入札する場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者の住所、社名、肩書、氏名を記載。</li> <li>・会社印、代表者印を押印。</li> </ul> <p><b>【記載例】</b></p> <p style="text-align: center;">〇〇市〇〇町〇〇番地            〇〇〇〇株式会社            代表取締役 〇〇〇〇 印</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者の住所、社名、肩書、氏名と代理人の住所、社名、氏名を記載。</li> <li>・委任状の代理人使用印のみを押印。 (会社印、代表者印は不要。)</li> </ul> <p><b>【記載例】</b></p> <p style="text-align: center;">〇〇市〇〇町〇〇番地            〇〇〇〇株式会社            代表取締役 〇〇〇〇            代理人 △△市△△町△△番地            〇〇〇〇株式会社△△支店            □□□□ 印</p>

### 2. 入札書の封筒

- (1) 表には「島根県原子力防災ネットワークシステム機器賃貸借 入札書」と記載し、社名を記載すること。
- (2) 裏には、入札書と同じ印章で封印すること。
  - ・本人名で入札の場合は、代表者印
  - ・代理人で入札の場合は、代理人使用印

### 3. 郵便により入札する場合

- (1) 二重封筒とし、外封筒には「島根県原子力防災ネットワークシステム機器賃貸借入札書 在中」と記載すること。
- (2) 外封筒に上記2の封筒を入れて送付すること。

## 入札保証金・契約保証金の免除の取扱いについて

### 1. 入札保証金の納付の免除を受ける場合

(1) 島根県会計規則第 61 条の 2 第 1 号による場合

この入札について、県を被保険者とする入札保証保険契約を保険会社と締結し、その保険契約書を入札書提出前に提出すること。

※納付額あるいは保険金額から逆算して、限度となる額を超える金額の入札は、無効となるので注意すること。

(2) 島根県会計規則第 61 条の 2 第 2 号による場合

この入札と内容及び規模がほぼ同等の契約を、過去 2 年間に国・地方公共団体と 2 回以上締結し、誠実に履行したことを証明する書類として契約書の写し等を入札参加資格確認申請書の提出時にあわせて提出すること。

(3) 島根県会計規則第 61 条の 2 第 3 号による場合

入札保証金の免除に関する誓約書（様式 6）を入札参加資格確認申請書の提出時にあわせて提出すること。

### 2. 契約保証金の免除を受ける場合

(1) 島根県会計規則第 69 条の 2 第 1 号による場合

県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結し、その保険契約書を提出すること。

(2) 島根県会計規則第 69 条の 2 第 3 号による場合

この入札と内容及び規模がほぼ同等の契約を、過去 2 年間に国・地方公共団体と 2 回以上締結し、誠実に履行したことを証明する書類として契約書の写し等を提出すること。（入札参加資格確認申請書の提出時に上記 1（2）により提出した場合は不要。）

(3) 島根県会計規則第 69 条の 2 第 7 号による場合

契約保証金の免除に関する誓約書（様式 7）を提出すること。